

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | |
|--|-----|
| ○ 公告 | 三〇二 |
| ○ 公金の収納の事務を委託した件 | 三〇三 |
| ○ 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程の変更を承認した件 | 三〇三 |
| ○ 土地改良区の定款の変更を認可した件三件 | 三〇三 |
| 公告 | 三〇三 |
| ○ 土地改良区の役員が就退任した件 | 三〇三 |
| ○ 土地改良法により換地処分をした旨届出があった件 | 三〇三 |
| ○ 随意契約の相手方を決定した件 | 三〇四 |
| 福島県教育委員会教育長 | 三〇四 |
| ○ 一般競争入札を行う件 | 三〇五 |
| 福島県選挙管理委員会 | 三〇五 |
| ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 | 三〇六 |

告 示

福島県告示第三百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
三 収納の事務を委託する期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第三百九十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程の変更について承認した。

令和二年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 事業を実施する者の名称及び住所
 - 1 名称 公益財団法人福島県農業振興公社
 - 2 住所 福島県福島市中町八番二号
- 二 事業の種類
 - 1 農地売買等事業（法第七条第一号に規定する事業をいう。）
 - 2 農地売渡信託等事業（法第七条第二号に規定する事業をいう。）
 - 3 農地所有適格法人出資育成事業（法第七条第三号に規定する事業をいう。）
 - 4 研修等事業（法第七条第四号に規定する事業をいう。）
- 三 承認年月日 令和二年四月一日

（農業担い手課）

福島県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東根堰土地改良区から令和二年五月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月五日認可した。

令和二年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から令和二年五月八日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月五日認可した。

令和二年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東和町土地改良区から令和二年五月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月五日認可した。

令和二年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公 告

公告第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

江花川沿岸土地改良区

退任した役員

氏名

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

矢部 由隆

住所

須賀川市長沼字町尻三五番地

安田 浩一

同

市志茂字日向二二番地

宗像 久夫

同

市長沼字金町一六九番地

芳賀 強

同

市長沼字豊町七一番地

金澤 松秀

同

市矢田野字藤原一〇二番地

池田 浩春

同

市横田字横屋敷三四番地

三島木 智

同

市榊衝字宮本八九番地

橋本 武久

同

市木之崎字北六七番地一

有馬 茂勝

同

市岩淵字植松八七番地一

有馬 弘

同

市保土原字上屋敷七番地一

保志 真次

同

市泉田字上町一二四番地一

橋本 明

同

市保土原字古戸屋敷五二番地

池田 光雄

同

市堀込字樋越六番地四

佐藤 清一

同

市長沼字豊町五〇番地

同

同

市保土原字新屋敷九番地一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

山本 明男

住所

須賀川市長沼字城影五六番地

安田 浩一

同

市志茂字日向二二番地

同

同

同

同

同

同

同

同

同

宗像 久夫 同
小林 登 同
金澤 松秀 同
鈴木 新一 同
山田 和夫 同
荒川 一 同
有馬 良幸 同
有馬 弘 同
保志 真次 同
橋本 和夫 同
金澤 清文 同
佐藤 清一 同
橋本 文男 同

市長沼字金町一六九番地
市長沼字堀切四九番地二
市矢田野字藤原一〇二番地
市堀込字内横屋敷五二番地一
市榊衝字大光内四五番地
市木之崎字南一五八番地
市岩淵字五斗蒔一六番地
市保土原字上屋敷七番地一
市泉田字上町一二四番地一
市保土原字西原六番地
市矢田野字藤原六一番地
市長沼字豊町五〇番地
市保土原字古戸屋敷五六番地

（農村計画課）

公告第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、広野町から令和二年五月二十五日浅見北地区の農業基盤整備促進事業に係る換地処分をした旨届出があった。

令和二年六月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農地管理課）

公告第118号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
P C R 検査機器 10式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ベックマン・コールター株式会社 東京都江東区有明三丁目5番7号 T O C 有明ウ
エストタワー
- 5 随意契約に係る契約金額
46,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当
(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける伊達地区特別支援学校新築（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年6月12日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする工事の名称及び数量 伊達地区特別支援学校新築（建築）工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から令和4年2月28日まで
- (4) 工事場所 福島県伊達市保原町大泉字大館地内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからキまでに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員がクに掲げる条件を満足している者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
 - オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事の総合評定値が800点以上であること。
 - カ 建設工事において、3に掲げる日から過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事（新築、改築又は増築を含む。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。
 - キ 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者でカに示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（3に掲げる日から当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
 - ク この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。

- (3) 自主結成であること。
 - (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
 - (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
 - (6) 本工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからクまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、令和2年7月6日(月)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課施設財産室
電話024-521-7791
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和2年6月12日(金)から同年8月3日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年7月23日及び同月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
なお、福島県教育委員会ウェブサイトからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年7月31日(金)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和2年8月4日(火)午後2時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年8月3日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
 - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。
評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000
 - ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
 - イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
 - ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。
 - エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。
 - オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
 - (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- 12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い
- この工事は、工事番号第20-70011-0003号の伊達地区特別支援学校新築（電気）工事及び工事番号第20-70011-0004号の伊達地区特別支援学校新築（機械）工事（以下「関連工事」という。）と密接に関連する工事であるため、関連工事のいずれかに落札者が不在場合には、関連工事の落札者が決定する日までこの工事の契約を留保し、関連する全ての工事の落札決定後に契約を締結する場合がある。
- (1) 留保期間
関連工事の落札者の決定の日まで。
 - (2) 契約の辞退について
 - ア 本工事の落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることにより施工できないと判断する場合には、本工事の落札決定の日までの間に落札候補者を辞退することができる。
 - イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は契約の締結を辞退することができる。
 - ウ 落札候補者又は落札者が契約の締結を辞退した場合には、入札説明書に規定する見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。
 - (3) 留保期間を経て契約する場合の契約内容
 - ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。
 - イ 福島県工事請負契約約款第26条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。
 - (4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更
配置技術者の資格・工事経験の要件を付した場合、資格確認にて提出した配置予定技術者の変更も可能である。ただし、同等の要件を満たす者とする。
- 13 契約の成立
- 本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。
- なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 14 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費（共通仮設費における仮設建物費）：労働者送迎費、宿泊費及び借上費
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤費等に要する
 費用、福利厚生等に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及
 び作業被服等の費用、安全及び衛生に要する費用、研修訓練等に要
 する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担
 する費用

- (4) 本工事は、「建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領」を適用する工
 事である。
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの苦情等 福島県教育委員会教育長は、福島
 県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福
 島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた
 場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄する
 ことができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract: Construction Work for a Prefectural
 special needs school building in the Date area 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 4 August 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3 August 2020
- (4) Contact point for the notice: Facilities and Properties Unit, Finance Division, Education
 Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima
 City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7791

（財務課施設財産室）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項
 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十
 一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭
 和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分
 の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数
 に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、そ
 の総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た
 数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して
 得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙
 権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつ
 てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
 数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える
 数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を
 乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和二年六月一日現在において、次のとおりで
 ある。

令和二年六月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

| | | | |
|---|---|--------|---|
| 福 | 選 | | |
| 島 | 挙 | | |
| 市 | 区 | 七八、四九八 | |
| | | | 選 |
| | | | 挙 |
| | | | 区 |
| | | 田村市田村郡 | |
| | | | |
| | | 一八、一二四 | |

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、八八二
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場
 合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を
 乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八
 十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十
 万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九九、二五八
 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万
 を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数
 と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える
 場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一
 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

| | | | | | | | | |
|--------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|------------|
| 二本松市 | 相馬市相馬郡新地町 | 喜多方市耶麻郡 | 須賀川市岩瀬郡 | 白河市西白河郡 | いわき市 | 郡山 | 会津若松市 | |
| 一五、四二二 | 一一、九五五 | 二〇、九一一 | 二六、三六八 | 三〇、四六一 | 九〇、六一一 | 九〇、二二七 | 三三、一一三 | |
| 双葉郡 | 石川郡 | 東白川郡 | 大沼郡 | 河沼郡 | 南会津郡 | 本宮市安達郡 | 伊達市伊達郡 | 南相馬市相馬郡飯館村 |
| 一七、七五五 | 一一、一二九 | 八、九〇九 | 七、二九六 | 六、二八七 | 七、四七五 | 一〇、八一七 | 二七、〇六五 | 一八、九四六 |